

道路の占用に係る入札方式の導入等に関する関係政省令の整備について

国土交通省 道路局 路政課

I はじめに

道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）（以下「改正法」という。）は平成26年6月4日に公布され、また、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成27年政令第20号）により、同法の施行期日が平成27年4月1日に定められ、道路の占用に係る入札方式（占用入札制度）の導入等に係る規定が施行されることとなったところです（同法の概要については、本誌2014年8月号を参照ください。）。

これに伴い、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第21号）（以下「整備政令」という。）及び道路法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第4号）（以下「改正省令」という。）が制定され、同日に施行されることとなりました。ここでは同政省令の内容について紹介します。

II 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び道路法施行規則等の一部を改正する省令の概要

整備政令及び改正省令においては、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に当たり、政省令への委任事項に関する規定の整備やその他の所要の改正を行いました。以下、主な改正項目について紹介します。

① 占用入札を実施することが道路の管理上適切でない場所（道路法第39条の2第3項、道路法施行規則第4条の5の2関係）

道路法（以下「法」という。）第39条の2においては、道路管理者は、道路の占用の許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる入札対象施設等について、入札占用指針を定めることができるものとする規定されています。また、同条第3項において、道路の占用の許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所を国土交通省令で定めるとされているところです。

当該場所については、道路法施行規則第4条の5の2において、以下のとおり規定しました。

- i) 法第39条の5第1項の規定による認定の有効期間内において、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所
- ii) 法第39条の5第1項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
- iii) その他国土交通大臣が定める場所

② 指定区間内の国道の占用料の額の最低額（道路法第 39 条の 2 第 5 項、道路法施行令第 19 条の 3 の 2 関係）

道路管理者は占用入札を実施するに当たり、入札占用指針において占用料の額の最低額を定めなければなりません、その額については、法第 39 条の 2 第 5 項の規定により、指定区間内の国道にあっては政令で定める額を下回ってはならないとされています。

占用入札を実施することによりかえって低廉な占用料の額となることは適当ではないため、占用入札を実施した場合の占用料の額は、最低でも占用入札を実施しない場合の占用料の額を下回らないことを担保する必要があります。

このため、指定区間内の国道に係る占用入札における占用料の額の最低額の下限の額については、道路法施行令第 19 条の 3 の 2 において、同令別表に規定されている現行の占用料の額を基準として算出するものとするを規定しました。

③ 入札占用計画の記載事項（道路法第 39 条の 3 第 2 項、道路法施行規則第 4 条の 5 の 3 関係）

占用入札制度においては、入札対象施設等を設置することができる者をその者が支払う占用料の多寡により選定することとなるため、その前提として、道路管理者は、当該入札対象施設等の設置を希望する者が当該占用入札へ参加する資格を有するか否かを審査する必要があります。このため、当該入札対象施設等の設置を希望する者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、これを道路管理者に提出できるとされています。

入札占用計画への具体的な記載事項については、法第 39 条の 3 第 2 項に定めるもののほか、道路法施行規則第 4 条の 5 の 3 において、以下のとおり規定しました。

- i) 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の名、生年月日、性別その他必要な事項
- ii) 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日、性別その他必要な事項
- iii) 入札対象施設等を設置する予定期間
- iv) 総合評価方式による場合は、占用料の額
- v) その他道路管理者が必要と認める事項

④ 総合評価占用入札の手続（道路法第 39 条の 4 第 3 項、道路法施行令第 19 条の 3 の 3、道路法施行規則第 4 条の 5 の 4 関係）

占用入札制度では、最も高い占用料の額をもって申し出た参加者を落札者として決定することを原則としていますが、効率的な道路管理の観点から占用料の額以外の条件も含めて選定する総合評価により落札者を決定することも可能であるとされており、道路管理者による手続については政省令に委任されています。

- 第 1 項においては、入札占用指針において総合評価により落札者を決定するための基準（総合評価落札者決定基準）を定めなければならない旨を規定しました。
- 第 2 項及びこれに基づく道路法施行規則第 4 条の 5 の 4 においては、総合評価落札者決定基準を定めようとするときは、2 人以上の学識経験者に事前の意見聴取を行わなければならない旨を規定しました。
- 第 3 項においては、学識経験者の意向により必要があるときは、落札者を決定しようとする際に改

めて学識経験者の意見聴取を行わなければならない旨を規定しました。

⑤ 施行期日について

本政省令は、改正法のうち施行期日が附則第1条ただし書において公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている改正規定に係るものであることから、平成27年4月1日から施行することとします。